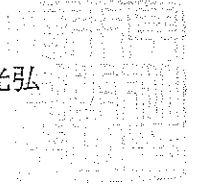


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月30日

南越前町長 岩倉 光弘



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

荒井・八飯

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている
- ・八飯地区については、ほとんどの農地が中心経営体と利用権設定済である。将来的には荒井地区において農家が自作する農地について、中心経営体への集積、集約化を図っていく

5. 将来の農地利用のあり方

- ・担い手に集積・集約化する

6. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける
- ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける

7. 地域農業の将来のあり方

・荒井地区については、現在受け手となる担い手農家がないため、それぞれの農家が家族で農業を営んでいる。しかし、将来的には離農する農家も多いことから、これを機に隣地区の農事組合法人を受け手に位置づけ、効率的な農業経営ができるよう農地集積を図りながら委託していく。

八飯地区については、既にほとんどの農地を農事組合法人が作付けしており、既に農地集積がなされている。今後は委託農家も含め、地区全体でより効率的な農業経営ができるよう検討していく。